

高額療養費制度の自己負担限度額等の見直し（新旧比較表）

＜平成26年12月以前＞

70歳未満	区分	所得要件	限度額
	上位所得	旧ただし書所得 600万円超	150,000＋ (総医療費－500,000) × 1% ＜多数回該当：83,400＞
	一般	旧ただし書所得 600万円以下	80,100＋ (総医療費－267,000) × 1% ＜多数回該当：44,400＞
	低所得	住民税非課税	35,400 ＜多数回該当：24,600＞

＜平成27年1月以降＞

所得要件	限度額
旧ただし書所得 901万円超	252,600＋ (総医療費－842,000) × 1% ＜多数回該当：140,100＞
旧ただし書所得 600万円～901万円以下	167,400＋ (総医療費－558,000) × 1% ＜多数回該当：93,000＞
旧ただし書所得 210万円～600万円以下	80,100＋ (総医療費－267,000) × 1% ＜多数回該当：44,400＞
旧ただし書所得210万円以下	57,600 ＜多数回該当：44,400＞
住民税非課税	35,400 ＜多数回該当：24,600＞

70歳 ～ 74歳	区分	所得要件	窓口負担割合	外来	限度額
	現役並所得	課税所得 145万円以上	3割	44,400	80,100＋ (総医療費－267,000) × 1% ＜多数回該当：44,400＞
	一般	課税所得 145万円未満(※1)	2割 (※3)	12,000	44,400
	低所得Ⅱ	住民税非課税		8,000	24,600
	低所得Ⅰ	住民税非課税 (所得が一定以下)			15,000

	所得要件	窓口負担割合	外来	限度額
現役並所得	課税所得 145万円以上	3割	44,400	80,100＋ (総医療費－267,000) × 1% ＜多数回該当：44,400＞
一般	課税所得 145万円未満(※2)	2割 (※3)	12,000	44,400
低所得Ⅱ	住民税非課税		8,000	24,600
低所得Ⅰ	住民税非課税 (所得が一定以下)			15,000

※1 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。

※2 ※1に加え、旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※3 特例措置対象被保険者の窓口負担割合は1割。

(注) 75歳以上の所得区分、限度額に変更はない。

高額介護合算療養費制度の算定基準額等の見直し（新旧比較表）

＜現行＞

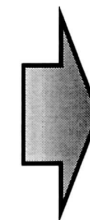
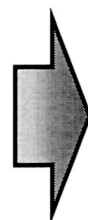
70歳未満	区分	所得要件	限度額
	上位所得	旧ただし書所得 600万円超	1,260,000
	一般	旧ただし書所得 600万円以下	670,000
	低所得	住民税非課税	340,000

＜平成26年8月～27年7月＞

所得要件	限度額
旧ただし書所得 901万円超	1,760,000
旧ただし書所得 600万円～901万円以下	1,350,000
旧ただし書所得 210万円～600万円以下	670,000
旧ただし書所得 210万円以下	630,000
住民税非課税	340,000

＜平成27年8月以降＞

所得要件	限度額
旧ただし書所得 901万円超	2,120,000
旧ただし書所得 600万円～901万円以下	1,410,000
旧ただし書所得 210万円～600万円以下	670,000
旧ただし書所得 210万円以下	600,000
住民税非課税	340,000



70歳 ～ 74歳	区分	所得要件	限度額
	現役並所得	課税所得 145万円以上	670,000
	一般	課税所得 145万円未満(※1)	620,000 (※560,000)
	低所得Ⅱ	住民税非課税	310,000
	低所得Ⅰ	住民税非課税 (所得が一定以下)	190,000

所得要件	限度額
課税所得 145万円以上	670,000
課税所得 145万円未満(※2)	560,000
住民税非課税	310,000
住民税非課税 (所得が一定以下)	190,000

所得要件	限度額
課税所得 145万円以上	670,000
課税所得 145万円未満(※2)	560,000
住民税非課税	310,000
住民税非課税 (所得が一定以下)	190,000

※一般については、附則で560,000円に据え置き

※1 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。

※2 ※1に加え、旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。